

令和3年3月25日

令和3年第1回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

## 目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会 議案	1	貝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件	1
〃	2	貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	2
〃	3	貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	3

議会議案第1号

貝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月25日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会  
委員長 真利 一朗

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員定数条例の一部を改正する条例  
貝塚市議会議員定数条例（昭和26年貝塚市条例第171号）の一部を次のように改正する。  
本則中「18名」を「17名」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議会議案第2号

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和3年3月25日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会  
委員長 真利 一朗

貝塚市議会規則第 号

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則

貝塚市議会会議規則（昭和42年貝塚市議会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間（産前の届出の期間が7週間以内の場合にあつては、9週間）を経過する日（多胎妊娠の場合にあつては、出産予定日の14週間前の日から当該出産の日後9週間を経過する日）までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間（産前の届出の期間が7週間以内の場合にあつては、9週間）を経過する日（多胎妊娠の場合にあつては、出産予定日の14週間前の日から当該出産の日後9週間を経過する日）までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「請願者」を「請願書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第3号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月25日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会  
委員長 真利 一朗

貝塚市条例第 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

貝塚市議会委員会条例（昭和42年貝塚市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中シをスとし、エからサまでをオからシまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 危機管理室の所管に属する事項

第29条第3項中「又は押印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。